

希望郷いわて農業・農村復興への歩み

～3.11 東日本大震災津波からの復興記録～



はじめに

未曾有の被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災津波から間もなく10年を迎えようとしています。全国の皆様から多くの御支援をいただき、被災地の復旧・復興が着実に進んできています。

これまで本県では、平成23年8月11日に、今回の震災を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、計画期間を8年間とする「復興計画」を策定し、令和元年度以降についても県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」において復興を県政の最重要課題として位置付けながら、被災者一人ひとりの復興が成し遂げられるよう取り組んでおります。

過去に経験したことのない大規模災害から、ここまで復旧・復興が進められてきたのは、被災者の皆様の並々ならぬ努力と関係職員が一丸となった奮闘に加えて、国や関係機関など多くの皆様からいただいた多大なる御支援の賜物と深く感謝申し上げます。

また、本県には、これまで各都道府県から多数の職員を派遣いただき、復旧・復興に御尽力いただきまして感謝の念に堪えません。

本県では、全国の皆様からの御支援への感謝と併せ、震災による被害や未曾有の災害からの復旧・復興に係る記憶や記録が風化することがないように、この経験を後世に伝えていくため、今般、復旧工事が概ね完了を迎えること、そして東日本大震災津波の発生から10年を迎えることから、これまでの復旧・復興への取組を整理しまとめましたので、被災からの復旧・復興の記録をとどめていただくとともに、各地域の災害復旧や防災減災対策の参考にしていただければ幸いです。

第1章 復旧工事

第1節 農地・農業用施設の復旧・整備

1 復旧の概要

(1) 被害状況

ア 概要

岩手県においては、主に津波による沿岸部の被害と、地震による内陸部の被害とに分けられ、農地・農業用施設の被害額 297 億円のうち、沿岸部が 258 億円とその多くを占める。

巨大津波に襲われた沿岸部では、ガレキなどの津波堆積物に広く覆われたほか、耕土が流失し農地の形状さえも確認できなくなるほど、甚大な被害となった。

また、地殻変動により地盤が大きく沈下し、農地が海水面以下となる地域が生じた。

一方、内陸部では、本震に加え震度 6 弱の余震に見舞われた一関市、奥州市など県南部を中心に農地の亀裂、隆起・沈下や法面の崩落、パイプラインのひび割れや接続部の抜出し等による漏水、コンクリート水路の不陸、ため池堤体の亀裂や法面の滑り、農道舗装の亀裂等による被害が大きかった。

【表 1 農地・農業用施設関係の被害状況の概要】

(金額単位：百万円)

区 分	内陸部		沿岸部		県合計	
	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
農 地	2,930	1,755	10,391	21,431	13,321	23,186
農 業 用 施 設	1,768	2,143	1,889	4,375	3,657	6,518
計	4,698	3,898	12,280	25,806	16,978	29,704
農地海岸保全施設	—	—	10	33,200	10	33,200
農業集落排水施設	38	583	3	432	41	1,015
合 計	4,736	4,481	12,293	59,438	17,029	63,919

(出典：岩手県農村建設課業務資料)

農地海岸保全施設なども含めた被害額について、市町村別には、陸前高田市の被害額が 174 億円と県全体の 27% を占め、これに次いで山田町 127 億円、大船渡市 121 億円と沿岸部が続き全体の 93% を占めている。

内陸部では、強い揺れに襲われた、一関市及び奥州市の被害が大きく、一関市 22 億円、奥州市 14 億円と 10 億円を超える被害となった。

【表2 市町村別の農地・農業用施設等の被害状況】

(金額単位：百万円)

広域局	市町村名 (現地機関)	農地		農業用施設※		合計	
		箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額
盛岡局	盛岡市	2	3	3	8	5	11
	雫石町	6	16	2	4	8	20
	紫波町	12	13	13	13	25	26
	矢巾町	3	1	33	10	38	25
	計	23	33	51	35	76	82
	県内の割合(%)	0.2	0.1	1.4	0.5	0.5	0.1
県南局	奥州市	1,364	924	326	471	1,698	1,414
	金ヶ崎町	1	1	22	49	27	68
	小計(県南農村)	1,365	925	348	520	1,725	1,482
	県内の割合(%)	10.2	4.0	9.5	8.0	10.1	2.3
	遠野市	37	5	19	14	58	21
	小計(遠野農林)	37	5	19	14	58	21
	県内の割合(%)	0.3	0.1	0.5	0.2	0.3	0.1
	花巻市	258	70	72	86	334	272
	北上市	70	20	27	99	109	331
	小計(北上農村)	328	90	99	185	443	603
	県内の割合(%)	2.5	0.3	2.7	2.9	2.6	0.9
	一関市	1,157	688	1,236	1,350	2,398	2,215
	平泉町	20	14	10	8	31	47
	小計(一関農村)	1,177	702	1,246	1,358	2,429	2,262
県内の割合(%)	8.8	3.0	34.1	20.8	14.3	3.5	
計	2,907	1,722	1,712	2,077	4,655	4,368	
県内の割合(%)	21.8	7.4	46.8	31.9	27.3	6.8	
沿岸局	宮古市	1,192	3,463	246	148	1,439	4,611
	山田町	388	1,747	138	215	528	12,662
	岩泉町	332	1,051	90	69	422	1,120
	田野畑村	40	14	6	2	46	16
	小計(宮古農林)	1,952	6,275	480	434	2,435	18,409
	県内の割合(%)	14.7	27.1	13.1	6.7	14.3	28.8
	釜石市	673	2,870	149	234	824	8,904
	大槌町	321	599	41	178	362	777
	大船渡市	1,772	1,925	223	370	1,998	12,095
	陸前高田市	4,859	8,271	786	2,976	5,647	17,377
	住田町	0	0	3	5	3	5
小計(大船渡農林)	7,625	13,665	1,202	3,763	8,834	39,158	
県内の割合(%)	57.2	58.9	32.9	57.7	51.9	61.3	
計	9,577	19,940	1,682	4,197	11,269	57,567	
県内の割合(%)	71.9	86.0	46.0	64.4	66.2	90.1	
県北局	久慈市	164	53	10	3	174	56
	野田村	610	1,374	180	142	793	1,718
	洋野町	40	64	20	38	60	102
	小計(県北農村)	814	1,491	210	253	1,027	1,876
	県内の割合(%)	6.1	6.4	5.7	2.8	6.0	2.9
	軽米町	0	0	1	1	1	1
	一戸町	0	0	1	25	1	25
	小計(二戸農村)	0	0	2	26	2	26
	県内の割合(%)	0	0	0.1	0.4	0.1	0.1
計	814	1,491	212	209	1,029	1,902	
県内の割合(%)	6.1	6.4	5.8	3.2	6.0	3.0	
合計(25市町村)	13,321	23,186	3,657	6,518	17,029	63,919	

* 農業用施設には、農地海岸保全施設及び農業集落排水施設を含む。

(出典：岩手県農村建設課業務資料)

【農地・農業用施設の被害状況】



野田村（泉沢）



宮古市（津軽石）



山田町（織笠）



釜石市唐丹町（下荒川）



大船渡市（吉浜）



陸前高田市（広田）

(2) 被害状況調査

ア 概要

沿岸部の市町村は行政機能が著しく低下していたことから、「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」が平成23年4月4日から5月17日までに延べ16日間、4陣20班で農地・農業用施設の被害調査を実施した。

また、水土里情報システムの活用により、迅速な被害調査を行うことが出来た。

〈NSS〉

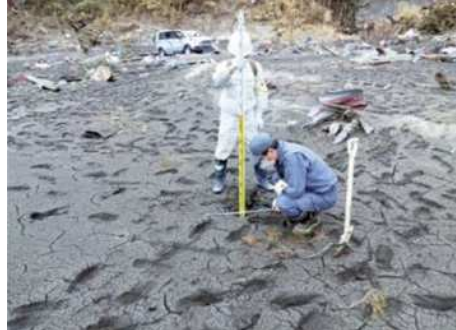
大規模災害時には、被害調査を行う農業土木技術者及び設計コンサルタントの確保が難しく、速やかな調査の着手が困難なことから、大災害発生時に即応できる支援体制構築のため、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震を契機として、平成21年12月、岩手県と岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地改良設計協会、そして、農村災害復旧専門員の資格を持つ県職員OBも加わり、有事に被災市町村の支援に当たる「農地・農業用施設災害復旧支援隊（頭文字を取って通称“NSS”以下NSSという）」が設立された。

〈水土里情報システムの活用〉

被害調査では被災箇所範囲等を確認し、水土里情報図（1/2,500）に津波被災区域の外延部を図上にプロットすることで、瞬時に被災農地の面積を地目別に算定することが可能となり、甚大な被害にも係わらず、約2週間の調査で被害状況を把握することができた。



【被害調査によるガレキ堆積厚、堆積土厚の測定】



【被害状況と GPS 機能により水土里情報システムに復元した被災箇所】



(3) 復旧整備の基本方針

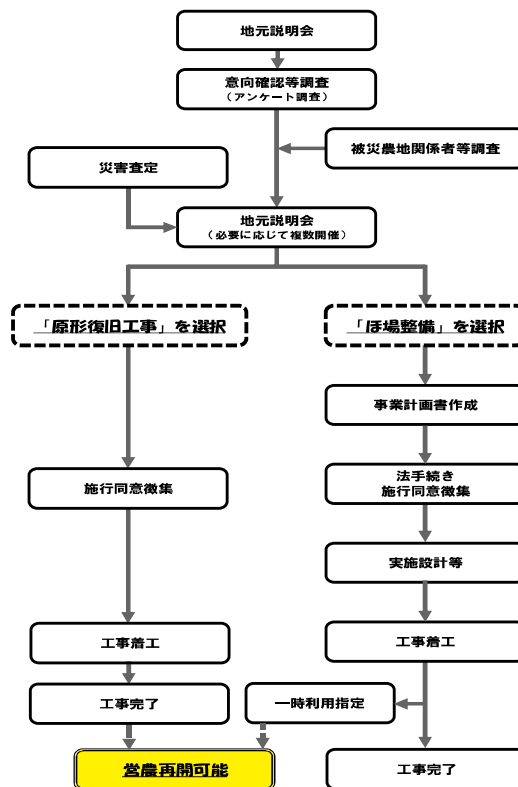
ア 概要

農地・農業用施設の復旧については、甚大な被害を受けた沿岸8市町村の要請を踏まえ、岩手県が事業主体となり「県営災害復旧事業」を実施することとした。その際、「なりわいの再生」に向け、以下の考え方のもとに復旧・整備を進めた。

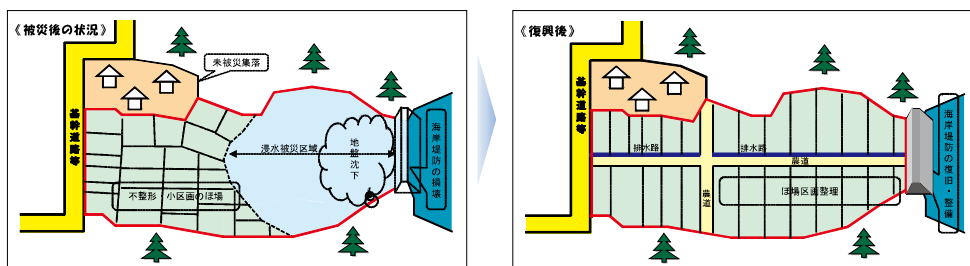
- ① 可能な限り早期に営農を再開するため、国の災害査定が終了したところから順に、除塩を含め農地・農業用施設の「原形復旧工事」に着手した。
- ② まとまった農地については、原形復旧にとどまらず、生産性・収益性の高い農業の実現を図るため、災害復旧と一体的に進める「ほ場整備」の導入を推進した。

〈原形復旧とほ場整備の考え方〉

【図1 原形復旧工事とほ場整備の検討フロー】



【図2 災害復旧と一体的に進めるほ場整備のイメージ】



〈除塩対策の考え方〉

津波により、海水が浸入し、そのままでは土壌の塩分濃度が高く、作付けできない農地が発生した。そのため、農林水産省は平成23年度補正予算で除塩事業を創設し、岩手県においても事業を導入した。

事業内容

- ・ 東日本大震災に伴う津波により、海水が農用地に侵入し塩害が生じている場合に、除塩事業を実施

対象工種

- ・ かんがい排水施設の新設又は変更
- ・ 揚排水機の運転経費
- ・ 石灰等の施用及び耕起・碎土
- ・ 排土、客土

事業主体

- ・ 国、都道府県、市町村、土地改良区

実施要件

- ・ 塩分（塩素）濃度が0.1%以上の農用地（畑作にあつては0.05%以上）
- ・ 1箇所の工事費が40万円以上のもの（上限額は設定なし）
- ・ 国が事業実施主体の場合、面積20ha以上

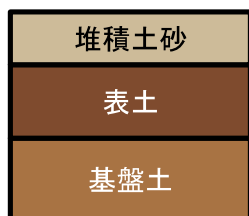
除塩事業と農地災害復旧事業の区分について、被害調査結果から、岩手県では以下の方針に基づき、農地災害復旧事業及び除塩事業を申請した。

なお、主要なガレキ等は、環境省事業により市町村が撤去している。

○ 水田の場合

水田については、かん水による除塩作業で復旧を申請した。

農地災害復旧事業との区分は以下のとおり。



- ① **堆積土砂厚5cm未満**→除塩事業で、堆積土砂を撤去し、耕起・代掻き（かん水）により除塩
- ② **堆積土砂厚5cm以上**→農地災害復旧事業で堆積土砂を撤去。除塩事業で耕起・代掻き（かん水）を行い除塩
- ③ **表土流出**→農地災害復旧事業で客土工により復旧

○ 畑の場合

畑については、水源が得られないため客土工による復旧を申請した。

表土が流出している場合は、農地災害復旧事業により復旧を申請した。

除塩事業の要綱等では、客土工の取扱いは下記の通りとなっている。

＜要綱抜粋＞

第5の3 第2の1(4)に掲げる客土は、以下の場合のみ実施できるものとする。

ア 客土以外の工法では除塩による十分な効果が得られない場合

イ 真水をかけるための水源が得られない、あるいは、他の工法と比較し、客土による対策が最も経済的となる場合

＜査定基準抜粋＞

第4の2

コ 客土工事は排土工事を伴う場合又は水源が得られない場合に限るものとし、客土厚は必要最小限度とする。

岩手県において、畑については、水源が得られないため客土工での復旧を申請し、水田については、かん水による除塩作業で復旧を申請し、査定で認められていた。

除塩事業の要綱等では、除塩事業のみを申請していた農地（水田）について、客土工の取扱いが限定されていた。

【原形復旧工事の状況】

野田村（泉沢）



被災直後



復旧後

大槌町（沢山頭首工）



被災直後



復旧後

【ほ場整備工事の状況】

陸前高田市（小友）



被災直後



復旧後

【除塩対策の実施状況（宮古市田老町摂待）】



微細ガレキ除去



耕起・砕土



攪拌



除塩（湛水・排水）



塩分濃度測定試料採取

(4) 災害査定

ア 概要

災害査定は、平成23年5月20日～12月22日まで23次、51班体制で行われ、査定件数1,074件、申請額370億円に対し査定額343億円に上り、岩手県内では過去最大となった。

災害査定に当たっては、堆積土砂厚や道水路における横断図の測定頻度軽減など、査定事務が簡素化されたことにより事務量が大幅に軽減されたほか、全国から延べ148名の派遣応援を頂いたことから、平成23年12月までに終了することができた。

被害が甚大な沿岸部8市町村（陸前高田市・大船渡市・釜石市・大槌町・山田町・宮古市・岩泉町・野田村）は、災害復旧事業の実施体制が確保出来ないことから、県営施行が要請されたため、災害査定をはじめ農地・農業用施設災害復旧事業について、市町村に代わり県営事業として実施した。

県営災害復旧事業の実施基準は以下のいずれにも該当し、その市町村から要請があった場合とした。

- ① 被災者の生活支援等を最優先に取り組んでいるなど、農地及び農業用施設の災害復旧事業に着手できない状況にある沿岸市町村*であること。
*沿岸市町村：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町
宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
- ② 津波被害を受けた農地において、塩害対策等技術的対応が必要な市町村であること。
- ③ 津波被災地域の農業生産基盤の復旧については、都市計画を含めた地域全体の土地利用計画の一つと位置づけられ関係機関との協議が必要であり、一貫した計画により施行しなければならない市町村であること。
- ④ 一つの市町村において、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業の受益面積が農業基盤整備事業の県営事業の採択基準以上であること（10ha以上）。

なお、農地海岸保全施設（10箇所）と衣川1号ダム（奥州市）は、施設所有者である岩手県が災害復旧事業を実施した。

岩手県が申請する災害復旧事業計画概要書作成に係る測量調査設計の委託業務は、本庁で発注することとし、現地機関の負担軽減を図った。

〈査定の簡素化〉

今回の東日本大震災津波による甚大かつ広範な被害の状況に鑑み、災害査定事務を迅速に処理するため、国から岩手県を含む被災6県に対して、査定の簡素化が通知された。

具体的には、

- ① 申請額50,000千円未満の被災箇所について、総合単価を認めること
- ② 申請額30,000千円未満の被災箇所について、机上査定によることができること
- ③ 水土里情報システム等のGISや航空写真の活用により、計画概要書添付資料を簡素化し、標準断面図により積算することができること

などである。

岩手県では、総合単価や机上査定の簡素化については適用しなかったが、水土里情報システ

ムを活用して計画平面図の作成を効率的に行った。

加えて、水路及び農道の横断面図作成では、通常は“20m 毎に測点”とされているところを“起点、中間点、終点の3点”とし、また、堆積土砂の厚さの測定は、“10a 当たり 9～15 点”とされているところを、除塩事業の際の塩分濃度測定基準である“20ha 当たり 1 点”を適用して査定事務の簡素化を図った。

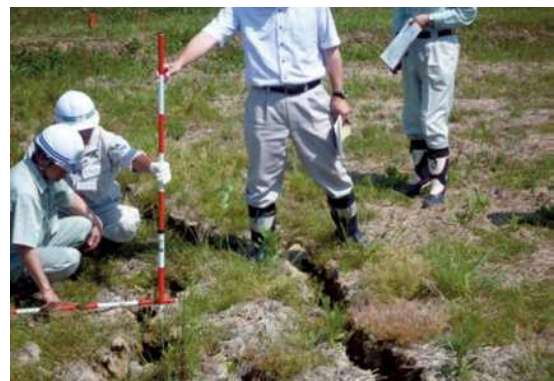
また、査定のための設計書の作成については、本庁が一括発注するとともに、補助率増高の際に必要な「字切図」については、水土里情報システムを活用して作成することで効率化を図った。

【表3 主な災害査定の簡素化の比較】

震災名 (適用県等)	簡素化項目	総合単価使用限度額	机上査定額	設計図書の簡素化
通 常		5,000 千円未満	2,000 千円未満	—
阪神・淡路大地震 (兵庫県、神戸市)		10,000 千円未満	2,000 千円未満	—
新潟県中越地震 (新潟県)		20,000 千円未満	8,000 千円未満	立入困難地域における モデル方式の採用 航空写真の活用 標準断面図による積算
東日本大震災 (岩手県、宮城県、 福島県、茨城県、 栃木県、千葉県、 仙台市、千葉市)		50,000 千円未満	30,000 千円未満	水土里情報システムや 航空写真の活用 標準断面図による積算

(出典：農林水産省資料)

【災害査定の状況】



農地（奥州市）

第1章 復旧工事



ため池（一関市）



農地海岸保全施設（山田町）



農地（大船渡市）

(5) 工事実施

ア 概要

〈内陸部〉

東日本大震災津波では、沿岸部の津波被害がクローズアップされがちであるが、内陸部においても、被害箇所数は、震度6強を観測した岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日）の8倍（4,736箇所）に上った。

○ 応急工事

応急工事とは、災害査定を待たずに復旧工事に着手できるもので、内陸部では293箇所を実施、その99%を水路工事が占めた。

とりわけ、一関市須川地区におけるパイプラインの被災が多かったが、一関市では復旧目標とした平成23年6月10日までに一部を除いて復旧し、8月までには、全ての応急工事を完了した。

【表4 内陸部における応急工事の箇所数】

市町村名	箇所数	工種別 箇所数			
		農地	水路	揚水機場	道路
矢巾町	1		1		
北上市	2		2		
奥州市	3		2	1	
一関市	286	2	282	1	1
住田町	1		1		
計	293	2	288	2	1

（出典：岩手県農村建設課業務資料）

○ 農地の復旧

内陸部では、奥州市や一関市など12市町において473haの農地が被災したが、平成24年春の作付けに間に合うよう平成24年5月までに被災面積の98%に当たる463haが復旧し、残りの農地についても平成24年12月までに全て復旧した。そのうち、農地等災害復旧事業は、田・畑242箇所、149haで実施された。

【表5 内陸部における農地復旧の状況】

（単位：ha）

	復旧面積	内訳			
		災害復旧事業	県単	小災害	自力復旧
計	473	149	159	83	82

（出典：岩手県農村建設課業務資料）

○ 農業用施設の復旧

農業用施設については、一関市や奥州市など10市町でおよそ300箇所に入ったものの、ため池を除いて平成23年12月までに全て復旧した。

ため池は、その多くが24年度末の復旧となったが、25年春の作付けに間に合わせる事ができた。

【表6 内陸部における災害復旧事業（農業用施設）実施箇所数】

市町村名	ため池	頭首工	水路	揚水機	道路	橋梁	合計
盛岡市	1						1
矢巾町			1				1
花巻市	4		3				7
北上市	1		5		2		8
奥州市	7	1	35	1	15	1	60
金ヶ崎町	2		3		1		6
一関市	99	4	59	1	48	1	212
平泉町			1		1		2
往田町			1				1
一戸町					1		1
計	114	5	108	2	68	2	299

(出展：岩手県農村建設課業務資料)

【農地（田）】一関市（滝沢二ノ沢（3）地区）



畦畔の移動と崩落



復旧後（H24.7）

【排水路】一関市（滝沢一ノ沢（3）地区）



排水路の崩落



復旧後（H24.6）

【農道】奥州市（藤里芦ノ口（1）地区）



道路の亀裂



復旧後（H23.12）

【ため池】金ヶ崎町（大森地区）



堤体法面の滑り、堤体の亀裂



復旧後（H24.3）

〈沿岸部〉

○ 応急工事

沿岸部では被害の甚大さから、応急工事による緊急的な一時復旧で営農再開できる農地が少なかったため、内陸部と比較し申請件数が9箇所にとどまった。

実施箇所のほとんどが、用排水路を閉塞した津波堆積物の撤去や、平成23年度春の営農再開へ向けたパイプラインの復旧などであった。

【表7-1 応急工事の実施箇所数（沿岸部）】

市町村名	箇所数	工種別 箇所数		
		水路	揚水機場	橋梁
野田村	5	4		1
宮古市	1	1		
陸前高田市	3	2	1	
計	9	7	1	1

（出典：岩手県農村建設課業務資料）

○ 津波堆積土（ガレキ）処理

津波浸水区域の津波堆積土（ガレキ）処理は、環境省の事業で実施したが、営農再開を行う農地に接続する用排水路等については、一部、災害復旧事業の応急工事で対応した。

ガレキ置き場やガレキ処理プラントとして使用しているところを除き、平成24年度中には、ほぼ撤去が完了した。

○ 農地の復旧

沿岸部では、陸前高田市や宮古市など11市町村において725haの農地が被災したが、令和元年春には復旧対象面積542haの全てが復旧し営農が可能となった。

なお、農地等災害復旧事業は、252haで実施し、まとまった農地がある地域は、ほ場整備事業を導入し6地区15工区、506ha（うち被災農地250ha）で実施された。この他、自力復旧が40haであった。

また、被災農地面積は、725haであったが、まちづくり事業との調整による農地転用等により183haを復旧対象から除外している。

【表7-2 沿岸部における農地復旧の状況（年次別復旧累計面積）】

（単位：ha）

復旧対象 農地面積	H24.4月末	H25.4月末	H26.4月末	H27.4月末	H28.4月末	H29.4月末	H30.3月末	H31.3月末
542ha	104ha	246ha	401ha	467ha	482ha	504ha	511ha	542ha
復旧面積 割合	19%	45%	74%	86%	88%	92%	94%	100%

【表7-3 沿岸部における農地復旧の状況】

(単位：ha)

	復旧面積	内訳			
		災害復旧事業	ほ場整備事業※	自力復旧	その他
計	542	252	250	40	0

※被災農地面積のうち災害復旧事業との重複を除く。

(出典：岩手県農村建設課業務資料)

○ 農業用施設の復旧

農業用施設については、災害査定を受けた238箇所のうち、まちづくり事業との調整などにより復旧対象から除外（廃工）した90箇所を除く、148箇所について、復旧を実施しており、令和元年度までに全てが完了した。

【表7-4 沿岸部における災害復旧事業（農業用施設）実施箇所数】

市町村名	ため池	頭首工	水路	揚水機	道路	橋梁	合計
洋野町	0	1	37	1	0	1	40
野田村	0	0	12	1	2	1	16
岩泉町	0	0	7	1	2	0	10
宮古市	0	0	4	0	3	0	7
山田町	0	0	2	0	2	0	4
大槌町	0	1	0	0	0	0	1
釜石市	0	0	5	0	3	0	8
大船渡市	0	0	4	0	2	0	6
陸前高山市	7	0	34	5	10	0	56
計	7	2	105	8	24	2	148

(出展：岩手県農村建設課業務資料)

○ 計画変更

東日本大震災津波では、被害が甚大だったため、災害査定申請どおりに復旧できず、「軽微な変更」に該当する地区は少なく、多くの地区が国からの承認が必要となる計画変更となり、その事務手続きは事業主体にとって大きな負担となった。

こうした状況に鑑み、国では平成25年度に計画変更の取扱について以下のとおり改正し、関係財務局と協議する地区を緩和し事務負担の軽減が図られている。

また、岩手県では、計画変更のマニュアルを作成するなど、円滑な事務手続きに取り組んだ。

関係財務局に対する事前協議の範囲

状況変化等により事業費が大きく変動する場合

(注)「事業費が大きく変動する場合」とは、当初決定事業費が、農地にあつては200万円以上、農業用施設、海岸及び地すべり防止施設にあつては500万円以上（関連事業もこれに準ずる。）（ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るもののうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあつては、当初決定事業費が、農地にあつては1億円以上、農業用施設、海岸保全施設にあつては3,000万円以上）の箇所、かつ、当初決定事業費に対する増減率（単価増減に係るもの及び農地にあつては、総合単価の実施単価への組替えによる増減に係るものを除く。）が30%を超えるものをいう。

（出展：平成25年8月7日付農水省事務連絡 抜粋）

○ ほ場整備の導入

災害復旧と一体となって進める“ほ場整備等の生産基盤”と、“避難道路等の集落基盤”の総合的な整備を計画し、国の平成23年度3次補正で創設された「東日本大震災復興交付金事業」等により、平成29年4月までに、6地区15工区506ha（うち被災農地278ha）が採択。

土地改良法手続きを了した工区から順次工事に着手。このうち令和元年度までに13工区が完了し、残2工区の豊間根工区、高田沖工区については、令和元年の春から作付けを開始しており、令和2年度には事業を完了する予定。

○ 用地境界

用地調査にあたっては、権利者は仮設住宅等におり、さらに地形変化により用地境界の復元が困難であったが、地籍調査が進んでいる地域では地籍調査の成果を活用し権利者の特定や境界確認が迅速に行われたことから、今後の災害に備え、地籍調査を進めることが必要。

○ 事業の負担割合

ほ場整備に導入した農用地災害関連区画整理事業は、復興交付金を活用した事業であり、従来のほ場整備事業よりも国庫負担割合が高く「77.5%」である。そのため、県、市町村及び農家負担額が大きく軽減された。

なお、負担割合は以下のとおり。

- ・ほ場整備：国 77.5%、県 21.5%、市町村 1%、農家 0%
- ・経営体育成基盤整備事業や中山間地域総合整備事業からの移行地区：国 77.5%、県 15%、市町村 7.5%、農家 0%
- ・生活環境：国 77.5%、県 15%、市町村 7.5%、農家 0%

【表 7-5 従来事業と復興交付金事業の負担割合比較】

区分 (復興交付金事業前の 想定事業)	実施事業名 (復興交付金事業 メニュー)	従来事業の負担割合			復興交付金事業での 負担割合		
		国	県	地元	国	県	地元
ア 農地等災害復旧 事業+農用地災害 復旧関連区画整理 事業の生産基盤	農山漁村地域復興 基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)	※1) 91.1% 94.4%	8.9% 3.7%	- 1.9%	77.5%	21.5%	1%
イ 農地等災害復旧 事業+農用地災害 復旧関連区画整理 事業の生活環境	農山漁村地域復興 基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)	-	-	-	77.5%	15%	7.5%
ウ 中山間地域総合 整備事業	農山漁村地域復興 基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業)	55%	30%	15%	77.5%	15%	7.5%
エ 経営体育成基盤 整備事業	農山漁村地域復興 基盤総合整備事業 (農地整備事業)	55%	30%	15%	77.5%	15%	7.5%
オ ため池等整備事 業	農山漁村地域復興 基盤総合整備事業 (農地防災事業)	55%	30%	15%	77.5%	15%	7.5%

※1) 上段：農地等災害復旧事業の負担割合（過去の県営災害復旧事業の平均補助率）、下段：農用地災害復旧関連区画整理事業の負担割合（岩手町横沢地区 H22～H24）

【負担割合の考え方】

復興交付金事業における県及び地元の負担割合は、従来事業の県と地元の負担比率と同率

- ・ アは、従来事業の地元負担割合を加重平均で算定すると約 1% となるため
- ・ ウ～オは、従来事業の県と地元の負担比率が 2:1 であることから、復興交付金事業の補助残の 22.5% をその比率で配分
- ・ イは、ウの事業で生活環境基盤を県と地元が 2:1 で負担していることから、その比率で配分

【ほ場整備工事の実施状況】

大船渡市（吉浜地区）



表土整地状況



基盤整地状況

陸前高田市（高田沖地区）



水路設置状況



表土整地状況

山田町（織笠地区）



表土整地状況



基盤整地状況

(6) 工事完了

ア 概要

内陸部では、市町村が事業主体となり、復旧対象農地 473ha の全てが平成 24 年 12 月までに復旧が完了した。

沿岸部では、洋野町を除き、岩手県が事業主体となり、復旧対象農地 542ha の全てが令和元年春までに営農が可能となった。また、令和 2 年度までに全ての復旧事業が完了予定である。

〈災害復旧事業の完了検査〉

事業完了にあたって、災害復旧事業は、市町村が事業主体の場合は県が完了確認を行うが、県が事業主体の場合は、国（東北農政局）が完了確認を行うこととなっている。

完了確認は、農地及び農業用施設など暫定法に基づくものは「しゅん工認定検査」、海岸堤防など負担法に基づくものは「成功認定検査」という。

しゅん工（成功）認定検査における工事の出来高検査は、原則として実施検査により行うこととされているが、東日本大震災津波による災害が甚大かつ広範な被害の状況であったことを鑑み、写真等の資料による書類検査も多く行われた。

〈営農再開の支援〉

また、沿岸部の復旧農地では、営農再開が課題となったことから、農地の復旧にとどまらず、復旧工事が完了した農地での営農再開を支援するため、岩手県では「災害復興営農対策会議」を設置し、農地利用のマッチングや作業委託について地域の担い手との調整、農作業機械の導入支援など、関係機関・団体が連携して必要な対策に取り組んできた。

【表 7-6 営農再開に向けた各地域の組織】

対象地域	組織名	構成員
宮古市	宮古市農業復興支援チーム	県（宮古農林振興センター、宮古農業改良普及センター） 宮古市、農業委員会、J A 新いわて
山田町	山田町営農推進連絡会議	県（宮古農林振興センター、宮古農業改良普及センター） 山田町、農業委員会、J A 新いわて
釜石市	釜石市農業再生協議会 （釜石市地域農業マスタープラン作成支援チーム）	県（沿岸農林部、大船渡農業改良普及センター）、釜石市、農業委員会、J A いわて花巻、 東南部農業共済組合
大船渡管内	災害復興営農対策会議 （復旧農地営農再開支援チーム）	県（大船渡農林振興センター、大船渡農業改良普及センター） 陸前高田市、大船渡市、住田町、各市町農業委員会 J A 大船渡市、東南部農業共済組合
県北管内	久慈地方農業担い手確保・育成担当 者会議 （マスタープラン作成支援チーム）	県（県北農政部、久慈農業改良普及センター）、 久慈市、洋野町、野田村、各市町村農業委員会、J A 新いわて

【営農再開の状況】



吉浜地区（大船渡市）



小友地区（陸前高田市）



織笠地区（山田町）



高田沖地区（陸前高田市）



下野地区（大槌町）



宇部川地区（久慈市、野田村）

【担い手への集積に係る話し合い】



【タブレットによる営農状況の現地調査】



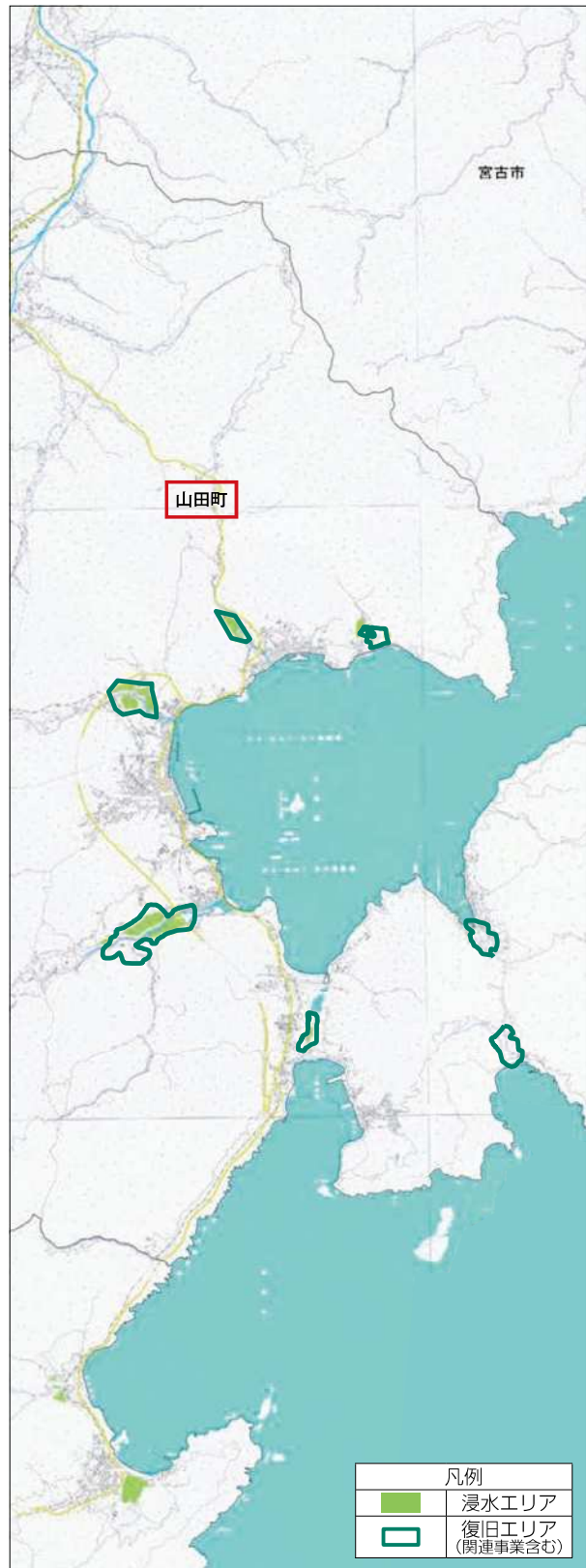
2 農地等災害復旧事業の実施状況

農地等災害復旧事業の位置図

宮古市



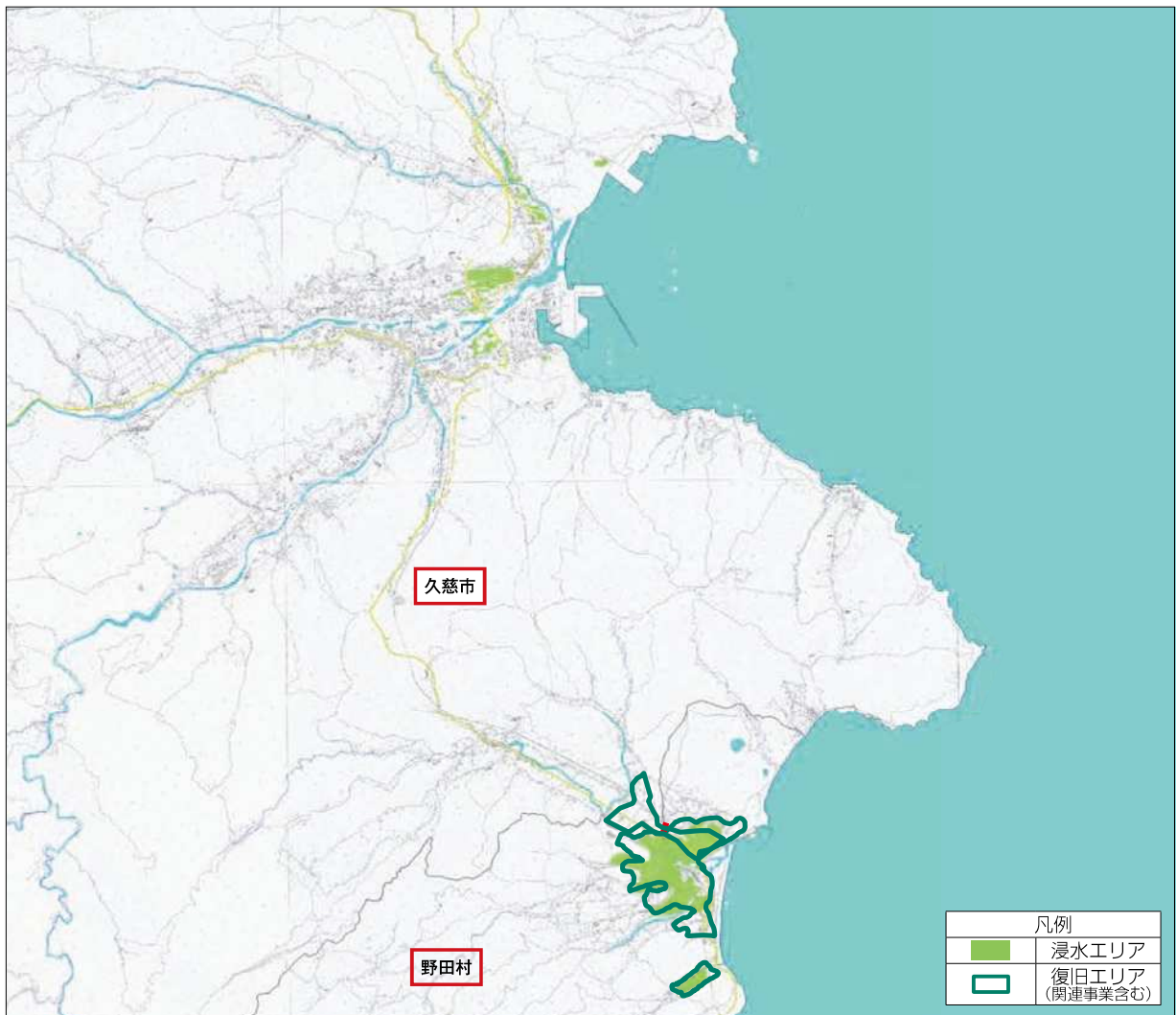
山田町



岩泉町



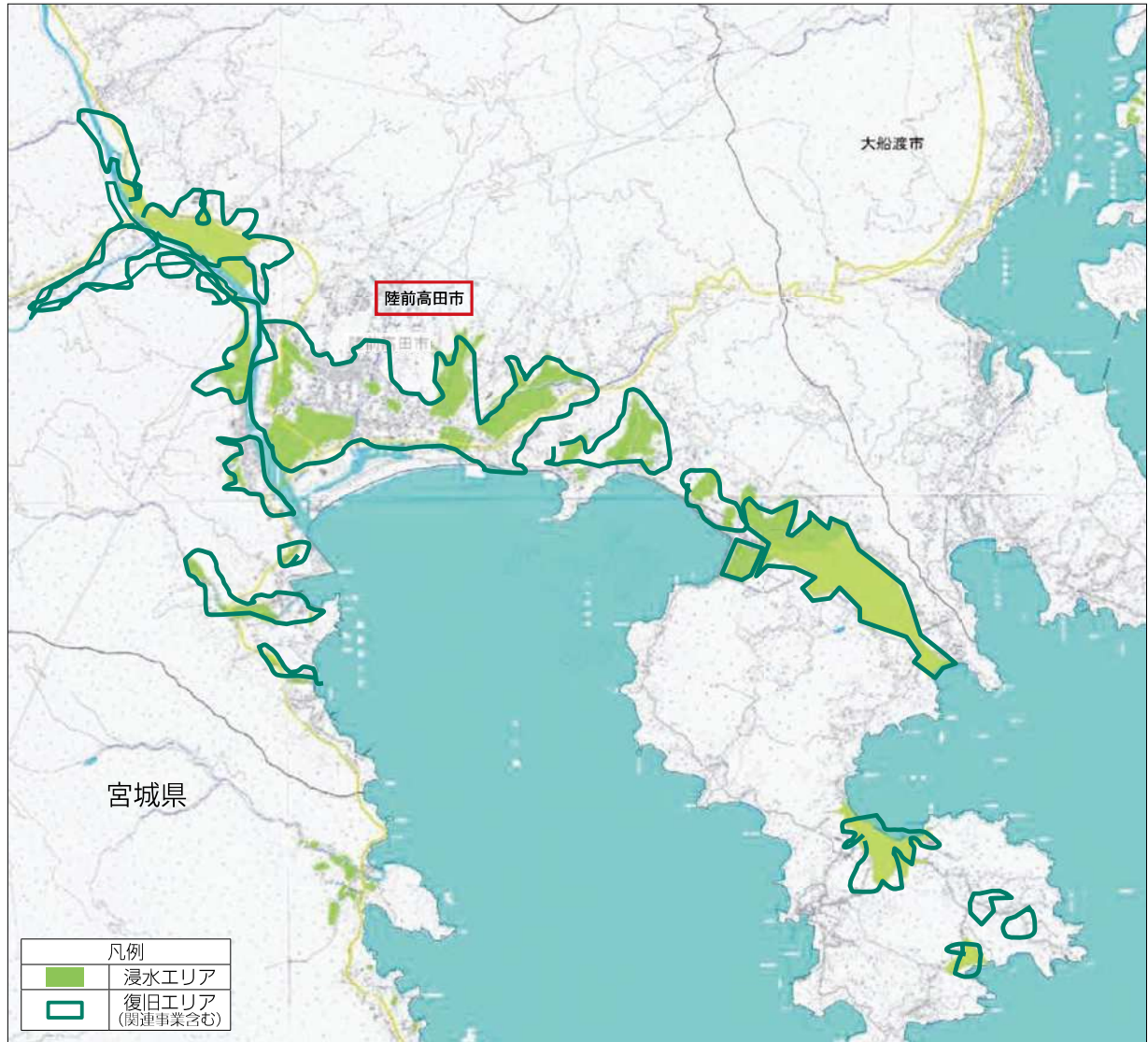
久慈市・野田村



大槌町・釜石市・大船渡市



陸前高田市



【宮古市】

- 1 所在地 宮古市宮町1丁目1-30
- 2 連絡先 0193-62-2111
- 3 被害額(箇所数) 3,611百万円 (1,438箇所)



【復旧状況】

崎山地区（農地復旧）



被災状況 (H23.3)



施工状況 (H23.11)



完成後 (H24.5)



営農状況 (H26.6)

重茂地区（道路復旧）



被災状況 (H23.4)



施工状況 (H23.10)



完成後 (H24.5)



【山田町】

- 1 所在地 下閉伊郡山田町八幡町 3-20
- 2 連絡先 0193-82-3111
- 3 関係土地改良区 山田町土地改良区
- 4 被害額(箇所数) 1,962 百万円 (526 箇所)



【復旧状況】

大沢地区（農地復旧）



被災状況 (H23.3)



施工状況 (H23.6)



完成後 (H24.6)



営農状況 (H25.11)

大沢地区（道路）



着工前 (H23.5)



施工状況 (H24.5)



完成後 (H24.7)



【岩泉町】

- 1 所在地 下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5
- 2 連絡先 0194-22-2111
- 3 関係土地改良区 小本川土地改良区
- 4 被害額(箇所数) 1,120 百万円 (422 箇所)



【復旧状況】

小本地区（農地復旧）



被災状況



施工状況



完成後



営農状況

小本地区（水路復旧）



被災状況



施工状況



施工状況



完成後

【釜石市】

- 1 所在地 釜石市只越町3丁目9-13
- 2 連絡先 0193-22-2111
- 3 被害額(箇所数) 3,104百万円 (822箇所)



【復旧状況】

(農地) 鶉住居地区



被災状況



施工状況



完成後



営農状況

(施設) 鶉住居_農道



被災状況



施工状況



施工状況



完成後

【大槌町】

- 1 所在地 上閉伊郡大槌町上町 1-3
- 2 連絡先 0193-42-2111
- 3 被害額(箇所数) 777 百万円 (362 箇所)



【復旧状況】

(農地) 42-73 吉里吉里 (1) 地区

(施設) 沢山頭首工



被災状況



施工状況



完成後



営農状況



被災状況



施工状況



施工状況



完成後

【大船渡市】

- 1 所在地 大船渡市盛町字宇津野沢 15
- 2 連絡先 0192-27-3111
- 3 被害額(箇所数) 2,295 百万円 (1,995 箇所)



【復旧状況】

(農地) 黒土田地区

(施設) 黒土田排水路



被災状況



被災状況



施工状況



施工状況



完成後



施工状況



営農状況



完成後

第1章 復旧工事

【陸前高田市】

- 1 所在地 陸前高田市字下和野 1 ※現在新庁舎建設中であり、令和3年5月に上記住所に移転予定
- 2 連絡先 0192-54-2111
- 3 関係土地改良区 陸前高田土地改良区 気仙土地改良区
- 4 被害額(箇所数) 11,247 百万円 (5,645 箇所)



【復旧状況】

(農地) 米崎地区



被災状況



施工状況



完成後



営農状況

(施設) 小崎下ため池



被災状況



施工状況



施工状況



完成後

【野田村】

- 1 所在地 九戸郡野田村大字野田第20地割14
- 2 連絡先 0194-78-2111
- 3 被害額(箇所数) 1,516百万円 (790箇所)



【復旧状況】

(農地) 米田地区



被災状況 (H23.3)



施工状況 (H23)



完成後 (H24)



営農状況 (H24.9)

(施設) 米田地区橋梁



被災状況 (H23.12)



施工状況 (H24.2)



施工状況 (H24.3)



完成後 (H24.3)

【洋野町】

- 1 所在地 九戸郡洋野町種市 32-27
- 2 連絡先 0194-65-2111
- 3 関係土地改良区 大野土地改良区
- 4 被害額(箇所数) 102 百万円 (60 箇所)



【復旧状況】

(施設) 玉川揚水機地区



被災状況



施工状況 (揚水ポンプ据付)



施工状況 (引込開閉器盤設置)



完成後

(施設) 日当水路



被災状況



施工状況 (水路取り壊し)



施工状況 (水路設置)



完成後